

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

政策(1) 自然災害や健康危機などへの備え

■ 10年後にめざすべき将来像

災害に強い街づくりが進んでいて、区民がそれを具体的に実感できるようになっています。

地域や各家庭等では、震災、風水害、感染症等の災害対策への意識が浸透し、災害発生時に必要な備えや、マイ・タイムラインの確認等、各々にとって最善で具体的な災害対策の準備ができています。

駅ビルや規模が一定以上の事業所を中心に、施設利用者の避難誘導や避難指示等の避難支援方法が具体化されています。

区や防災関係機関との連携・体制の強化等が更に進み、これまで以上に円滑で機動的な災害対応が可能になっています。

地域への防災教育の充実により、幅広い世代が地域防災に興味を持ち、地域住民による「自助」や「共助」の意識が育まれています。

区が災害発生状況と区民の状態に合わせた避難方法等の個別支援プランを作成する等、避難する者と避難を支援する者との間で必要に応じた減災方法の情報の共有がされています。

■ 現状と課題

地球温暖化を要因とした風水害等の気象災害は大規模化・激甚化しており、東京では首都直下地震の予測も相まって、一人ひとりの危機管理対策が特に強く求められています。目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）の「特に優先すべき施策」では、第1位が「災害に強い街づくり」（53.9%）、第2位が「震災、風水害などへの備え」（39.4%）、第5位が「保健・医療体制の充実」（25.2%）となっており、区民の震災や風水害対策等の危機管理に対する意識は、これまで以上に高まっています。

また、震災や風水害による避難所や帰宅困難者対策、被災者の生活再建等といったこれまでの課題に加え、感染症対策等の健康危機管理も含めた複合災害時も視野に入れた災害時の医療救護体制の確保、幅広い世代の区民への迅速な情報発信、避難に当たって配慮が必要な者への対応等、喫緊の新たな課題の解決に向けた取組が必要となっています。

近年の新たな感染症の脅威も含め、これまでの平常時からの将来を見通した予測・計画とともに、想定外のリスクにもしっかりと備えた減災対策を講じる等、身近な暮らしを支え、守る自治体・地域の役割が、改めて重要になっています。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
区・区民・事業者が災害への高い意識を持ち、適切な対策がとられていると感じる区民の割合	調査中	調査中

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 施策一覧

施策① 危機管理態勢の充実

【主な取組】

- ・ 災害発生時における初動体制の確立
- ・ 危機管理体制基盤に必要な人員、資機材、インフラ設備、施設などの資源の整備
- ・ 参集指定職員等への誘致と防災訓練等による人材育成
- ・ 感染症対策の推進

施策② 避難者対策の推進

【主な取組】

- ・ 避難所施設の拡充
- ・ 様々な避難行動の啓発推進
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保
- ・ 避難所における感染症対策の推進

施策③ 地域防災力の向上

【主な取組】

- ・ 防災教育の推進
- ・ 地域防災リーダーの有効活用
- ・ 防災訓練の充実
- ・ 地域の防災組織への支援強化

施策④ 帰宅困難者対策の充実

【主な取組】

- ・ 一時滞在施設の拡充
- ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会の活動支援の充実
- ・ 事業者への一斉帰宅抑制の啓発

施策⑤ 被災者の生活再建支援

【主な取組】

- ・ 迅速な罹災証明書の発行・被災者台帳の作成
- ・ 被災者生活再建支援システム操作研修の実施
- ・ 地籍調査事業の推進
- ・ ICTを活用した都市復興システムの構築

施策⑥ 災害時における情報収集・発信力の強化

【主な取組】

- ・ 避難情報の情報格差（デジタルデバイド）の解消
- ・ 新たな情報発信の仕組みの構築
- ・ 民間のアプリケーションを活用した情報受発信環境の整備
- ・ ケーブルテレビを活用した情報発信

施策⑦ 災害時の医療連携の推進

【主な取組】

- ・ 災害時医療体制整備に係る関係機関との連携強化

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策⑧ 災害時要配慮者支援の推進


【主な取組】

- ・ 避難支援対策の推進
- ・ 地域避難所における要配慮者支援の推進
- ・ 福祉避難所における要配慮者支援の推進
- ・ 在宅避難生活の支援の推進

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策① 危機管理態勢の充実

■ 施策の概要

<p>他機関との協力体制の充実も含め、災害に対する強靱化をめざす政策を総合的に進めていきます。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は平成17（2005）年の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の7つの優先事項のうち、「災害リスクの理解」「災害リスク管理のための災害リスクガバナンス」「強靱化に向けた防災への投資」「効果的な応急対応に向けた準備の強化」「より良い復興」を念頭に、円滑で機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の整備等を行い、区民が住み続けられるまちづくりに向けて災害発生時のリスクと損失の削減をめざします。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p> 
--	--

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
目黒区風水害対策指定職員等への希望者数	40人	60人
参集指定職員による避難所運営訓練参加率	62.5%	80%

■ 現状と課題

- 首都直下地震や台風などの自然災害をはじめ、昨今の感染症対策など、様々な危機事象に対して、迅速かつ強力な対策を図っていくためには、平常時から目黒区の庁舎や行政機能も被災し、人員や物資・ライフライン等の制約を受けることを予測した上での危機管理体制の整備が必要です。
- 今後の検討に当たっては、これまでの地域団体との協定等による様々な協力体制を充実させるとともに、他自治体からの受援や警察・消防・自衛隊、DMAT（注1）等との連携のほか、一般・有資格者のボランティアや物資、区有施設のみにとらわれない既存施設等の柔軟な受け入れ・活用等、多種多様な資源の特性を念頭においた円滑で機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の整備が重要な課題です。
- 特に機動的な災害対応には、将来を見通した計画や業務の実施体制の整備、指揮命令系統の確立、業務の統制・管理など、災害対応の経験や知見を活かしたコーディネイトやマネジメントが不可欠となるため、そうした人材育成や組織体制の整備も求められています。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

(注1) 「DMAT」とは、医師、看護師、その他の医療職及び事務職員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性をもった、専門的な訓練を受けた医療チームのこと。

■ 主な取組

◆ 災害発生時における初動体制の確立

地震や風水害などの自然災害のみならず、事故によるライフラインの途絶・爆破予告・テロ等の人的災害対応も想定し、関係機関と連携した機動的で実践的な初動体制を確立します。

◆ 危機管理体制基盤に必要な人員、資機材、インフラ設備、施設などの資源の整備

災害発生時の災害対策本部や現場対応に必要な資源を洗い出し、平常時から関係機関や民間などとの協定の充実を行うとともに、多種多様な資源の特性を踏まえて柔軟に活用することを念頭に整備します。

◆ 参集指定職員等への誘致と防災訓練等による人材育成

風水害対策指定職員を希望する者には一定期間の家賃助成を行うなど、災害発生時に参集可能な職員の確保と各種訓練への参加経験者を増やし、平常時から更なる区職員の災害対応スキルの向上と人材育成を図ります。

◆ 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症対策での経験を踏まえ、区民への健康被害を最小限にとどめ、区民の生命・健康を確保するため、医薬品・防護服等を計画的に整備するとともに、医師会等との連携を図りながら、予防、感染拡大防止に向けた取組を推進します。

■ 関連計画

- ・ 危機管理指針
- ・ 目黒区地域防災計画、業務継続計画（地震編）
- ・ 目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画、業務継続計画（新型インフルエンザ等編）
- ・ 目黒区保健医療福祉計画
- ・ 都市計画マスタープラン

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策② 避難者対策の推進

■ 施策の概要

コロナ禍を踏まえた、新たな避難者対策の取組を推進していきます。
関係するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、民間施設と協定を締結して避難所を確保するなど、1か所当たりの避難所が密集状態にならないよう、ソーシャルディスタンスを確保することにより、1人当たりの避難スペースの拡充に取り組みます。また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などを含めた、誰もが安心して避難生活を送ることができる環境作りにも取り組んでいきます。

さらに、安全が確保できるのであれば、自宅にとどまる在宅避難や親戚・友人宅に避難する分散避難も、多様な避難行動の1つとして、啓発を進めていきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
避難所などでの収容不足人数	約4,600人	0人
避難所として利用できる施設数	108か所	120か所
在宅避難も想定して、自宅での備蓄を行っている区民の割合	—	20%増

■ 現状と課題

- 首都直下地震などの災害時には、区の避難生活者の想定数約62,000人に対し、避難所の受入可能人数は約57,400人となっており、避難所が不足している状況です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、避難所での「3密」を回避し、クラスターを発生させない感染症対策が必要となるなど、避難のあり方が課題となっています。
- これからの避難者対策は、在宅避難・分散避難など多様な避難行動の促進や民間と連携した避難施設の確保、やむを得ず避難してきた区民等が安心して避難所で生活できる環境整備など、新たな避難者対策の取組を推進する必要があります。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 主な取組

◆ 避難所施設の拡充

区内に所在するホテル・旅館や事業者など、民間の施設と災害時における施設使用に係る防災協定を締結することで、被災者の避難所施設の拡充を図ります。

◆ 様々な避難行動の啓発推進

安全が確保できるのであれば在宅避難や分散避難を選択するなど、災害時の様々な避難行動についての周知を図るとともに、在宅避難に備えて、自宅での備蓄の取組などの啓発も推進します。

◆ 避難所における良好な生活環境の確保

避難所における被災者のプライバシー確保や、心身の機能低下・健康悪化の予防など、避難所内のスペース確保や資機材の整備などにより、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など様々な避難者に配慮した良好な生活環境の確保を図ります。

◆ 避難所における感染症対策の推進

「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【暫定版】」の見直しを図るとともに、避難所での感染症予防について区民に普及・啓発を図ります。

■ 関連計画

- ・ 目黒区地域防災計画

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策③ 地域防災力の向上

■ 施策の概要

区や地域で主催する防災訓練には、資機材の取扱い等の習熟に加えて、災害に対する取組を周知・啓発する効果もあります。幅広い世代や団体に防災訓練に関わってもらい、災害に対する自助・共助を支える仕組みづくりを推進することにより、地域全体の災害に対する強靱性を高め、区民が安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めていきます。

関係するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、コロナ禍における新たな訓練のあり方を模索しながら、より区民が参加しやすいような効果的な方法を検討し、防災に対する意識の向上を図ります。また、地域防災力の核となる防災士を育成し、その知見を活かして地域の防災活動に積極的に関わってもらうような仕組みを構築します。地域の防災区民組織や避難所運営協議会に対しては、引き続き必要な支援を行うとともに、避難所運営協議会が設立されていない住区には、働きかけを行います。さらに、幅広い世代の参画という観点から、小中学校における防災教育についても推進していきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
防災訓練への参加経験	11.2%	25%
区民の防災士資格取得者数	498人	600人
全住区に対する避難所運営協議会設立割合	72%	100%

■ 現状と課題

- 大規模な災害の際には、発災直後の速やかな対応を図るために、自助・共助の精神に基づいた地域防災力が重要な役割を担っています。地域防災力の向上には、行政による「公助」に加え、住民自らの備えによる「自助」、住民同士が支え合う「共助」の取組を一体的に推進することが不可欠です。
- また、地域で主催する防災訓練や避難所運営協議会、小中学校における防災教育などを通じて、幅広い世代が地域防災への取組に参画する仕組みを構築するとともに、防災士等を地域の防災リーダーとして育成し、地域住民の「共助」に対する支援を行う必要があります。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 主な取組

◆ 防災教育の推進

地域の小中学校において、児童・生徒やその保護者を対象とした防災訓練を実施するとともに、防災備蓄食糧を学校給食へ活用するなど、防災教育の推進を図ります。

◆ 地域防災リーダーの有効活用

区内在住の防災士、防災士資格取得希望者を対象に資格取得助成やスキルアップのための研修を実施するとともに、地域の防災訓練等の活動を紹介し、地域への参加を促進します。

◆ 防災訓練の充実

地域が主催する防災訓練に対して、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設訓練や、要配慮者や女性視点での防災訓練など、社会背景に沿った実効性の高い訓練を実施できるよう、必要な支援を行います。

◆ 地域の防災組織への支援強化

引き続き、防災区民組織への資機材支給や助成金の充実を図るとともに、避難所運営協議会が未設立の住区エリアに対して働きかけを行い、協議会の設立を促進します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区地域防災計画

施策④ 帰宅困難者対策の充実

■ 施策の概要

官民一体となって帰宅困難者を支援する取組を推進することにより、自然災害に対する対応力を強化し、帰宅困難者の安全を図ります。関係するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、発災時における帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、複数の路線が乗り入れる主要駅のうち目黒駅、中目黒駅、自由が丘駅について、災害時には主体となって活動する駅周辺帰宅困難者対策協議会の運営を民間のコンサルタントも活用して支援し、対策の充実を図ります。また、東京都が実施する事業者への一斉帰宅抑制推進事業について、目黒区においても啓発を推進するとともに、民間施設との協定により、駅周辺の一時滞在施設の確保を図ります。

○関連するSDGsのゴール



基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
災害発生時に想定される目黒駅・中目黒駅周辺の滞留者数	40,000人	36,000人
主要駅周辺の一時的滞在施設数	2か所	5か所

■ 現状と課題

- 首都直下地震等の大地震が発生すると、鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、区の主要駅周辺や幹線道路には多数の帰宅困難者が発生します。その結果、道路が人で埋まり消防等の緊急車両が通行できず救助・救命活動に支障をきたしたり、徒歩帰宅中に余震等で二次被害に遭ったりする可能性があり、災害時には、帰宅困難者の安全を確保し、救助・救命活動の妨げとならないよう混乱を防止することが求められます。
- 帰宅困難者対策は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一時滞在施設の確保や一斉帰宅抑制の推進、また、主要駅周辺の事業者等で構成される駅周辺帰宅困難者対策協議会の活動の充実など、行政による「公助」だけでなく、個人や企業による「自助」「共助」も含め、一体的に取り組んでいく必要があります。

■ 主な取組

◆ 一時滞在施設の拡充

災害時における施設の使用に係る協定の締結等により、主要駅周辺において帰宅困難者が避難できる民間施設等の一時滞在施設を確保するとともに、水・食糧などの必要な備蓄品を配備します。

◆ 駅周辺帰宅困難者対策協議会の活動支援の充実

会議運営や本部運営・一時滞在施設への誘導訓練、資機材の配備など、帰宅困難者対策協議会に対する支援を充実し、協議会体制の強化を図ります。

◆ 事業者への一斉帰宅抑制の啓発

東京都の「一斉帰宅抑制推進モデル企業」をホームページで広く周知するなど、区内の事業者に対し、災害時の一斉帰宅抑制について周知・啓発を行います。

■ 関連計画

- ・ 目黒区地域防災計画

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策⑤ 被災者の生活再建支援

■ 施策の概要

すべての被災者が平等に迅速に生活再建への支援を受けられるようになるとともに、都市復興に向けた計画づくりを進めることにより、区民が引き続き、安全・安心に住み続けられるようになることをめざします。関係するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、平成30（2018）年度に導入した東京都被災者生活再建支援システムを全庁的に活用し、住家被災認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築し、被災した住民等の生活再建を迅速かつ確に支援していくとともに、生活再建の備えとして、平成20（2008）年度から実施している地籍調査事業を着実に推進していきます。また、情報通信技術を活用したオンラインによる都市復興計画の策定などのシミュレーションも行います。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
被災者生活支援システム操作が円滑に行える職員数	5人	100人
地籍調査事業の進捗率	8.5%	16.8%

■ 現状と課題

- 大規模災害によって区民の生命や財産等に甚大な被害が発生した場合、被災者である区民が日々の暮らしを再建し、一日も早く安定した状態を取り戻すことができるよう、目黒区として必要な支援を行うとともに、防災関係行政機関と連携しながら、被害を受けた地域の都市機能の回復を図り、将来に向けて区民が安心して快適に暮らすことのできる街づくりを進める必要があります。
- この課題を解決するため、国は、災害発生時に被災者に対して支援漏れや手続の重複をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元化した「被災者台帳」の作成を各自治体に依頼し、今後、この被災者台帳を活用して、各自治体が被災者の生活再建に迅速に対応していくことを推進しています。また、道路等と民有地の境界を明確にしておくことにより、区民等が迅速かつ効率的に生活再建ができます。目黒区は、国が策定した第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査事業を推進しています。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 主な取組

◆ 迅速な罹災証明書の発行・被災者台帳の作成

地震、風水害等の災害が発生した場合に被災者生活再建支援システムにより住家被害認定調査を短期間で完了し、迅速な罹災証明書の発行を行うとともに、被災者台帳を作成し、被災者への漏れのない生活再建支援を行います。

◆ 被災者生活再建支援システム操作研修の実施

継続して職員への研修を行い、災害発生時の住家被害認定調査結果のデータ化、罹災証明書発行から、各種支援給付や国民健康保険、税の減免等まで、短期間に処理可能な体制を構築します。

◆ 地籍調査事業の推進

大規模地震等の災害時、早期の生活再建等が実現できるよう、国土調査法に基づき、道路及び水路等の公共物と民有地との土地境界を確認します。

◆ ICTを活用した都市復興システムの構築

新たな生活様式を踏まえ、情報通信技術を活用し、職員がオンラインで都市復興計画の策定などを行えるようなシステムの構築をめざします。

■ 関連計画

- ・ 目黒区地域防災計画

施策⑥ 災害時における情報収集・発信力の強化

■ 施策の概要

災害時における情報の発信・受信体制を強化することにより、区民が安全で安心して住み続けられるまちづくりを進めていきます。関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、幅広い世代の区民に必要な情報が行き渡るとともに、被害の状況がリアルタイムで収集できるよう、最新の技術を活用した情報発信や情報収集のあり方について、運用面での課題を整理しながら、調査・研究を進めていきます。また、デジタルデバイド（情報格差）を解消し、パソコンやスマートフォンを持っていなくても必要な避難情報が行き渡るような取組を、費用対効果も検証しながら進めていきます。

○関連するSDGsのゴール



基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
防災行政無線等と連動した情報発信手段に対する区民の認知度	—	10%増
民間のアプリケーションを活用した情報発信手段に対する区民の認知度	—	10%増
ケーブルテレビを活用した情報発信手段に対する区民の認知度	—	10%増

■ 現状と課題

- 近年の水害や土砂災害においては、避難勧告等や防災気象情報が、区民に対し十分に伝達できていない等の課題が挙げられており、迅速かつ的確な情報伝達のための取組が一層求められています。目黒区ではこれまで防災行政無線が区民への一斉情報伝達手段として重要な役割を果たしてきましたが、雨・風の強い気象環境下や密閉性の高い室内からは聞こえづらいといった課題もあります。
- 一方、災害時の情報集約については、各部局で収集した様々な情報を全庁で迅速に共有するため、災害情報共有システムを活用して、目黒区内の被害発生や対応状況、避難所の開設・運営状況などの情報の集約・共有を効率的に行うこととしました。
- 今後は、SNSなど様々なツールを活用して、幅広い世代の区民を対象に、必要な情報が行き渡り、かつ、目黒区も必要な情報を吸い上げる仕組みを構築していく必要があります。

■ 主な取組

◆ 避難情報の情報格差（デジタルデバイド）の解消

固定系防災行政無線の補完措置として、パソコンやスマートフォンを持っていない家庭などにも避難情報が行き渡るような仕組みを構築し、情報格差の解消に努めます。

◆ 新たな情報発信の仕組みの構築

区民等に対して正確・迅速に必要な情報が伝達されるよう、防災行政無線のデジタル化も踏まえ、防災行政無線やLアラート（災害情報共有システム）と連携した、新たな災害情報発信の仕組みを構築します。

◆ 民間のアプリケーションを活用した情報受発信環境の整備

民間のアプリケーションを活用した情報収集、情報発信について調査・研究を行い、区民がいつでも、どこでも、避難所の情報や被害の状況など、災害に関する情報を受発信できる環境を整備します。

◆ ケーブルテレビを活用した情報発信

ケーブルテレビを活用した防災情報の発信（テレビプッシュ）を更に充実していくために、ケーブルテレビ回線利用者の拡大を図るための制度を検討します。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 関連計画

- ・ 目黒区地域防災計画

施策⑦ 災害時の医療連携の推進

■ 施策の概要

発災直後の混乱下においても必要な医療が提供できる体制整備を進めていきます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、目黒区医師会等や緊急医療救護所を設置する病院等との必要な協議、連携によって、最新情報に基づく医療資器材の整備や医薬品の備蓄を図るとともに、目黒区医師会等、関係機関の助言を踏まえた行動マニュアルを策定し、マニュアルに基づく訓練の積み重ねによって対応力の充実をめざしていきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
緊急医療救護訓練を実施する医療機関数	0か所	9か所

■ 現状と課題

- 発災直後は、家屋の倒壊や火災等による多数の負傷者が想定され、迅速な医療救護が必要となります。このため、目黒区内の病院の敷地内等に緊急医療救護所等を立ち上げ、発災直後の混乱下においても必要な医療が提供できる体制整備を推進しておかなければなりません。緊急医療救護所等を立ち上げるためには、日頃から医療資器材の配備と医薬品の備蓄をすすめ、医療従事者との協議や連携、情報伝達を含めた緊急医療救護所を中心とした訓練の積み重ねがとても重要になります。

■ 主な取組

◆ 災害時医療体制整備に係る関係機関との連携強化

目黒区医師会等、関係機関と緊急医療救護所等で使用する医療資器材や医薬品、行動マニュアルや訓練に係る協議を行うことで、相互理解と情報共有を促進し、連携強化を図っていきます。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 関連計画

- ・ 目黒区地域防災計画
- ・ 目黒区保健医療福祉計画

施策⑧ 災害時要配慮者支援の推進

■ 施策の概要

地域包括支援センター、町会・自治会などの地域コミュニティや民生委員・児童委員等が連携し、避難行動要支援者と顔の見える関係づくりに取り組み、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保に努めます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、避難行動要支援者一人ひとりの状況に配慮し、必要な支援を提供することにより、誰一人取り残すことなく災害から命を守ることができるよう、地域全体で避難行動要支援者を支える仕組みづくりを進めます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
避難行動要支援者名簿（登録者名簿）を提供する町会・自治会の割合	50%	70%
福祉避難所指定施設数	23か所	35か所
災害時個別支援プランの作成件数	594件	7,000件

■ 現状と課題

- 近年、全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。発災時に高齢者や障害者が犠牲となる割合は被災者全体の6割を超えています。発災時に障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の要配慮者を誰一人取り残さないためには、情報提供、避難、避難生活等様々な配慮が重要とされ、要配慮者に関する名簿（避難行動要支援者名簿）の整備・活用の促進が求められています。さらに、迅速な避難支援等を行うため、令和3（2021）年5月災害対策基本法において避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となりました。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

- 発災時に、避難行動要支援者への避難情報等の伝達や、安否確認・避難支援を迅速かつ確実に行い、避難生活において必要な支援が受けられるよう、地域における住民同士の顔の見える関係づくり、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成促進、防災・福祉等関係機関同士の情報共有、連携体制の整備に取り組む必要があります。

■ 主な取組

◆ 避難支援対策の推進

災害から自ら身を守るために適切な行動をとることが特に困難な高齢者、障害者、要介護認定者、妊産婦や乳幼児、日本語が十分に理解できない外国人等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるように、避難行動要支援者名簿の作成、地域避難所への配備や、一人ひとりの状況に合わせた個別支援プランの作成を促進します。さらに、地域で顔の見える関係をつくり、日頃から地域住民と協力関係を築くことができるよう支援します。また、介護・福祉事業者等が必要な支援を継続して提供できるよう連携体制の整備を進めます。

◆ 地域避難所における要配慮者支援の推進

災害時に要配慮者が安心して地域避難所で生活を送ることができるように、状況に配慮した情報提供、多言語対応等も含めたコミュニケーション手段の確保、相談窓口の設置など生活上の様々な支援対策に取り組むとともに、感染症対策も踏まえた避難所の開設・運営に必要な備蓄品や資機材などを整備していきます。

◆ 福祉避難所における要配慮者支援の推進

福祉避難所指定施設の拡大や備蓄品の充実等に努め、発災時の要配慮者の受入れ態勢の強化を図ります。災害時に要配慮者が生活上の配慮を受け、安心して福祉避難所で生活できるよう、感染症への対策を検討するとともに、必要な資機材・物資等の点検・整備を行い、避難所としての機能の維持を図ります。また、発災時対応マニュアルを更新し、より実効性のあるものになるよう見直しを図っていきます。

◆ 在宅避難生活の支援の推進

避難所以外の自宅等に滞在（在宅避難）する要配慮者が安心して生活を送ることができるよう、在宅避難者の情報や必要な支援の把握、物資提供や福祉サービス等支援の方法等、生活環境の確保が図れるよう支援策を整備します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区保健医療福祉計画
- ・ 目黒区障害者計画
- ・ 目黒区地域防災計画

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

政策(2) 日常生活における安全・安心の確保

■ 10年後にめざすべき将来像

防犯設備の整備等を通じて、特殊詐欺被害、窃盗犯、自転車盗などの犯罪発生件数を抑え、犯罪のない安全なまちづくりを実現しています。

区内町会・自治会等による自主的なパトロール活動が活発的に行われ地域の防犯力が向上し、自主防犯意識が地域に深く根付いています。

区民が主体的に必要なかつ確な情報を収集し、商品やサービスを選択する力を身に付け消費生活をめぐるトラブルが減少しています。

消費者としての意識が高まり、区民一人ひとりが持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を選択しています。

■ 現状と課題

目黒区の犯罪状況について、刑法犯認知件数は減少傾向を続けています。令和2(2020)年は1,444件の発生件数となり、前年に比べ370件の減少がみられました。しかし、不審電話等による特殊詐欺は手口が巧妙化し、被害額も約2億円に上る状況があり、依然として被害が発生する状況は続いています。目黒区世論調査(令和2(2020)年度実施)では、「日常生活の安全・安心」について約90%の区民が「重要である」又は「まあ重要である」と選択しており、区民から高い割合での防犯対策への要望が寄せられています。

目黒区は、区民の安全・安心を確保するため、区内警察署や防犯協会、町会・自治会と連携し、犯罪抑止につながる取組の推進や設備の整備を通じて、犯罪のない、安全な地域づくりをより一層推進していく必要があります。

また、近年、スマートフォンの普及や情報技術の発展によって、消費者を取り巻く環境も、目まぐるしく変化しています。SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を利用した勧誘による投資のトラブルなど、悪質商法をはじめとした手口も多様化し、高齢者のみならず若年層に対する消費者被害も防止する必要があります。消費者啓発の充実と講座の開催などの学習機会の提供により、消費者教育が一層重要となっています。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
日常生活において、犯罪やトラブルへの不安を抱えることなく、安心して暮らせるまちになっていると感じる区民の割合	調査中	調査中

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 施策一覧

施策① 日常生活における犯罪被害の防止

【主な取組】

- ・ 生活安全パトロール（青パト）による区内巡回パトロール
- ・ 「生活安全緊急メール」による防犯啓発
- ・ 自転車盗難防止対策

施策② 地域防犯ボランティアの活動促進

【主な取組】

- ・ 地域防犯ボランティアへの活動支援
- ・ 散歩中でのパトロール活動「わんわんパトロール」の推進
- ・ 地域団体への防犯研修の開催
- ・ 学生防犯ボランティアの結成促進・活動支援

施策③ 防犯設備の整備促進

【主な取組】

- ・ 町会・自治会等の街頭防犯カメラ整備の促進
- ・ 電話による特殊詐欺『アポ電』被害防止事業

施策④ 消費者啓発と被害防止


【主な取組】

- ・ 消費者被害防止のための消費者教育・啓発の充実
- ・ 区民の消費者力向上のための活動支援
- ・ 消費生活相談の充実
- ・ 消費生活センター機能並びに地域ネットワークと連携した消費者被害防止の充実

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策① 日常生活における犯罪被害の防止

■ 施策の概要

地域住民や地域団体等と連携を図り、犯罪のないまちづくりのための防犯対策を推進していきます。関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は災害に強く犯罪のない、安全な地域づくりを進めるため、「地域住民を主体とした防犯対策」「生活安全に関する意識啓発と情報提供」「犯罪から区民を守る地域体制」の充実に取り組んでいきます。	○関連するSDGsのゴール
	

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
「生活安全緊急メール」の登録者数	9,000人	15,000人
自転車盗難被害状況	429件	200件

■ 現状と課題

- 目黒区は、災害に強く犯罪のない、安全な地域づくりを進めるため、「地域住民を主体とした防犯対策」「生活安全に関する意識啓発と情報提供」「犯罪から区民を守る地域体制づくり」に取り組んでいます。
- 目黒区の刑法犯認知件数について、令和2（2020）年は12月末で1,444件の発生となりました。令和元（2019）年に比べ、370件の減少となり、減少の内訳としては窃盗犯の件数減が顕著に表れ、総体として、20.4%の減少がみられました。
- しかし、依然として自転車盗、商店街における店舗への侵入盗などの被害が多く発生しており、特に自転車盗については総件数に占める割合が非常に高くなっています。
- 「犯罪のないまちづくり」の実現に向けて、自転車盗、侵入盗等への対策を推進し、生活安全パトロールによる区内巡回パトロール及びメールマガジン等による区民に向けての防犯啓発等の防犯対策が求められています。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■主な取組

◆ 生活安全パトロール（青パト）による区内巡回パトロール

目黒区の防犯対策、体感治安向上のため、生活安全パトロール（青パト）による、区施設、児童保育クラブ、小学校、中学校、体育館等への区内巡回パトロールを24時間365日行います。

◆ 「生活安全緊急メール」による防犯啓発

目黒区のメールマガジンに登録した方に、警視庁から送られてくる「メールけいしちょう」から得られた防犯情報等を発信し、防犯啓発を行い、区民の防犯意識の向上をめざします。また、緊急メールの登録者を増加させるため、区報等による啓発を行います。

◆ 自転車盗難防止対策

自転車盗難が多発している地域の実情を調査・分析し、自転車利用者に対する広報啓発を町会・自治会、商店街等と連携して行います。その際、短時間の駐輪時における施錠の徹底や防犯性能の高い鍵の利用、二重ロックによる盗難防止を推奨していきます。

■関連計画

- ・目黒区 安全・安心プラン（平成28年12月1日改定）

施策② 地域防犯ボランティアの活動促進

■施策の概要

目黒区生活安全対策協議会からの提言を受け、区民・区内事業者・警察及び目黒区が協働して事件・事故等の未然防止に努める協力体制の強化を進めています。関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は町会・自治会、学生など地域住民を中心とした防犯ボランティアの育成や、パトロール活動の支援などを行っていきます。

○関連するSDGsのゴール



基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
地域安全パトロール加入現況（団体）	116団体	200団体
地域安全パトロール加入現況（個人）	172人	300人

■ 現状と課題

- 目黒区は、区民の生活安全に関する意識の高揚及び犯罪、事故等を防止するための自主的な活動の推進を図り、もって安全な区民生活の維持に寄与することを目的として、生活安全条例を定めています。この条例に基づき設置した目黒区生活安全対策協議会において「目黒区地域安全パトロール協力会」の創設の提言を受け、区民・区内事業者・警察及び区が協働して事件・事故等の未然防止に努める協力体制の強化が求められています。
- しかし、目黒区の犯罪発生状況において、侵入盗や出店荒らし等の被害が発生している状況が依然として報告されています。「犯罪のないまちづくり」の実現に向けて、地域防犯ボランティアへの支援・情報提供及び町会・自治会、商店街等への防犯ボランティア活動の促進活動が求められています。

■ 主な取組

◆ 地域防犯ボランティアへの活動支援

防犯ボランティア活動をより行いやすくするため、町会・自治会等地域防犯ボランティアに対して、ベスト、帽子、腕章、誘導灯等の貸与及び防犯ボランティア団体傷害保険の加入を行います。

◆ 散歩中でのパトロール活動「わんわんパトロール」の推進

散歩中において行える、町内見回り活動を兼ねたパトロール活動「わんわんパトロール」の周知、説明等を多様な手段により行い、パトロール参加者数を増加させます。

◆ 地域団体への防犯研修の開催

地域団体等に対し、防犯パトロールのスキル向上、継続的で自律的な活動及び効果的・効率的なパトロールを可能とすることを目的とした「地域安全パトロール研修会」を行います。

◆ 学生防犯ボランティアの結成促進・活動支援

地域の防犯力を高めるため、防犯主体を町会・自治会、事業所、PTA等に限らず、区内大学との協働を進め、学生防犯ボランティア団体の結成、育成及び活動促進を支援します。



■ 関連計画

- ・目黒区安全・安心プラン

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策③ 防犯設備の整備促進

■ 施策の概要

<p>目黒区生活安全対策協議会において、事件発生に対して大きな抑止力となりうる防犯カメラ等の防犯設備の整備促進及び特殊詐欺被害防止対策の推進についての提言が提出されたことを受け、防犯設備の整備促進を図っていきます。</p> <p>関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、地域住民や地域団体等の連携を図り、防犯カメラの整備に対する補助や、電話による特殊詐欺『アポ電』被害防止事業といった取組を通じて、「犯罪のないまちづくり」のための防犯対策を推進していきます。</p>	<p>○関連するSDGsのゴール</p>  
---	--

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
防犯カメラ未整備町会・自治会数	35 / 82 団体	0 / 82 団体
電話による特殊詐欺被害防止を目的とした機器を利用している区民数	588 人	2,600 人

■ 現状と課題

- 目黒区生活安全対策協議会から、事件発生に対して大きな抑止力となりうる防犯カメラ等の防犯設備の整備促進及び特殊詐欺被害防止対策の推進についての提言が提出され、目黒区はこれらの取組を進めてきました。
- 区内の刑法犯認知件数は年々減少する傾向にありますが、過去には、区内において重大事件等が発生したこともあります。その際、検挙の糸口として、防犯カメラが効果的に活用された事案がありました。また、特殊詐欺被害については、令和2（2020）年は件数が減少に転じたものの、騙しの手口も巧妙化していることから、継続的な対策が求められています。
- 「犯罪のないまちづくり」の実現に向けて、町会・自治会等への防犯設備（防犯カメラ）の整備促進及び特殊詐欺被害防止対策の更なる推進が求められています。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 主な取組

◆ 町会・自治会等の街頭防犯カメラ整備の促進

町会・自治会、商店街等に対して、防犯カメラの設置の働きかけを行い、防犯カメラ設置補助事業補助金の活用による設置促進を図り、公共の道路、公共の空間の安全安心を確保します。

◆ 電話による特殊詐欺『アポ電』被害防止事業

区内在住の高齢者を対象として、特殊詐欺犯罪対策のため、電話による特殊詐欺『アポ電』被害防止の事業を推進します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区安全・安心プラン

施策④ 消費者啓発と被害防止

■ 施策の概要

消費生活講座の開催や消費生活展、パネル展示などの様々な機会を捉え、消費者被害の防止に努めるとともに、環境に配慮した消費行動の普及啓発など、安全で安心して暮らせるまちの実現と、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進する取組を進めます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は消費者への正しい情報の提供や被害にあった場合の相談体制の充実を図ります。また、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進していくために、地域全体に消費者教育を受けられる機会を提供し消費者の自立を支援していきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
目黒区消費生活センターのメールマガジン登録者数	1,681人	2,000人
消費生活サポーター（消費者力アップ講座修了者）の数	87人	120人
消費者トラブル防止に向けた研修・講演会等の開催数	5回／年	20回／年

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 現状と課題

- 近年、スマートフォンの普及や情報技術の発展によって、消費者を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した勧誘による消費者トラブルをはじめ、悪質商法の手口も多様化しています。令和2（2020）年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は2,655件で、そのうち65歳以上の高齢者からの相談は21.7%と高い割合を占めています。高齢者の消費者被害防止のためには、消費者教育や地域ぐるみでの対策が必要です。
- また、成年年齢が18歳に引き下げられることにより、若者を狙った悪質商法などによる被害や消費者トラブルが増加することが懸念されます。若者に多い消費者トラブルの事例の紹介など、若年層への消費者教育に取り組んでいく必要があります。
- さらに、持続可能な社会の形成に向けて、消費者一人ひとりの自立を支援することが必要となっています。子ども、若者、高齢者など広く区民に普及啓発を進めるとともに、地域全体で被害を未然に防ぐ仕組みの構築や、被害にあった方へのフォローの充実を図る必要があります。

■ 主な取組

◆ 消費者被害防止のための消費者教育・啓発の充実

消費者被害を未然に防ぐため、高齢者や若者など消費者トラブルに遭いやすい年齢層を対象とした啓発冊子の発行などの情報提供や、消費生活講座の企画・開催、講師派遣、出張講座等、「新しい生活様式」を踏まえた、消費者教育・啓発の充実により、区民の消費者力の向上に取り組めます。

◆ 区民の消費者力向上のための活動支援

消費者力アップ講座、消費者団体の自主学習助成など、区民の暮らしに役立つ情報と学習機会を提供し、消費者一人ひとりの自立を支援します。さらに持続可能な社会の形成に貢献するエシカル消費などの消費行動の普及啓発に取り組めます。

◆ 消費生活相談の充実

多様化、複雑化している消費者トラブルに対して、相談員の研修や関係機関との連携等により、消費生活相談の機能を強化し、ICTの活用等や消費者の多様な特性に応じた、消費者被害の相談に取り組めます。

◆ 消費生活センター機能並びに地域ネットワークと連携した消費者被害防止の充実

消費者基本計画並びに目黒区消費生活基本条例に基づき、消費生活センターの機能の充実を図るとともに、見守りネットワークをはじめとした、支え合い活動を行う地域の関係機関等と連携し、高齢者等の何らかの支援が必要な人の見守りにより、地域全体で、被害の未然防止、早期発見など消費者被害防止の取組を進めていきます。

■ 関連計画

- ・ 目黒区保健医療福祉計画

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

政策(3) 災害に強い街づくり

■ 10年後にめざすべき将来像

木造住宅密集地域で、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となる道路の整備などが進み、地域の防災性と住環境が向上しています。

建築物の耐震化が進み、地震による建物の倒壊や地震火災の被害を最小限にとどめ、災害に強い街づくりが進んでいます。

狭あい道路の解消が進み、災害時の避難・救助活動が円滑に行われる安全で安心して暮らせる街づくりが進んでいます。

道路の無電柱化が進み、電線類の被災が軽減しライフラインの安定供給が確保され、都市防災機能が向上しています。

豪雨対策が進み、水害から区民の生命が守られ財産被害が軽減し、また、出水時も必要不可欠な都市機能が確保されています。

■ 現状と課題

国の地震調査委員会では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの首都直下地震が70%程度の確率で発生するとの見解が示され、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、特に区部の木造住宅密集地域において大きな被害が想定されています。また、地球温暖化等の影響で、台風やゲリラ豪雨が大規模化・激甚化しており、自然災害により甚大な被害が発生する危険性は従来にも増して高まっています。

目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）においては、「今後10年間で特に優先すべき施策」として「災害に強い街づくり」と回答する人が最も多くなるなど、災害に強い街づくりの必要性は区民意識としても高まっています。

災害に強い街づくりを推進するためには、区民、地域団体、企業、そして目黒区がそれぞれの役割を理解し、助け合う自助・共助・公助の連携・協力体制のもと、区として、住宅や施設、都市基盤の防災・減災機能の向上を推進していく必要があります。

■ 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
様々な対策を通じて災害に強い住環境が整備されていると感じている区民の割合	調査中	調査中

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 施策一覧

施策① 木造住宅密集地域の整備の促進

【主な取組】

- ・ 道路整備と一体的な沿道まちづくりの推進
- ・ 建物の共同化の促進
- ・ 不燃化建替えの支援
- ・ 公園等の公共施設整備

施策② 建築物等の耐震化促進

【主な取組】

- ・ 住宅の耐震化促進
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進
- ・ ブロック塀等の建替え促進

施策③ 狭あい道路の拡幅整備

【主な取組】

- ・ 狭あい道路の拡幅整備
- ・ 後退用地内にある塀などを撤去する工事費用の一部助成と隅切り用地奨励金
- ・ 路線別拡幅整備

施策④ 無電柱化の推進

【主な取組】

- ・ 無電柱化の推進

施策⑤ 豪雨対策の推進

【主な取組】

- ・ 流域対策（雨水流出抑制）の推進
- ・ 家づくり・まちづくり対策の推進
- ・ 避難・防災対策の推進
- ・ 環境配慮型の道路整備

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策① 木造住宅密集地域の整備の促進

■ 施策の概要

東日本大震災の発生により「国土・地域の安全・安心なくして我が国の持続的な発展はない」ことが改めて再認識されました。

災害による死者や被災者を減らし、災害がもたらす経済的な損害を大きく減らすため、様々な施策を通じて災害に強い安全で良質な市街地の形成を図ります。関連するSDGsのゴールを踏まえて、目黒区は、区民や事業者、国や東京都と連携しながら、木造住宅密集地域の整備、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となる道路整備など都市構造の改善を進めていきます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
不燃化特区内の不燃領域率	60.55%	70%

■ 現状と課題

- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、東京都では平成8（1996）年に防災都市づくり推進計画を策定し、市街地の防災性の向上に取り組んできました。
- 東日本大震災以降、区民の生命と財産を守るための早急な防災対策の重要性が改めて浮き彫りとなりました。国の地震調査委員会では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの首都直下地震が70%程度の確率で発生するとの見解が示されています。
- 東京都においても、平成24（2012）年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」にて、特に区部の木造住宅密集地域における大きな被害が想定されるなど、当該地域の不燃化・耐震化などの実効性ある対策が急務となっています。
- 防災まちづくりの必要性は区民の意識にも表れており、目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）において「今後10年間で特に優先すべき施策」として「災害に強い街づくり」と回答する人が最も多くなっています。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 主な取組

◆ 道路整備と一体的な沿道まちづくりの推進

都市計画道路等の整備にあわせて、地域の防災性向上と良質な市街地の形成を図るため、道路整備により敷地が狭小となる権利者の生活再建や沿道建築物の不燃化促進、共同化など合理的な土地利用を推進する「道路整備と一体的に進める沿道まちづくり」を東京都と連携しながら進めます。

◆ 建物の共同化の促進

複数の隣接する敷地を共同で活用し、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、安全・安心で、快適な利便性の高い、活気のあるまちを形成するため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物と道路等の公共施設を整備します。

◆ 不燃化建替えの支援

耐火建築物又は準耐火建築物への建替えにかかわる費用を助成し、建替えによる耐震化と不燃化率の推進を図ります。また、建替えに際して、建物所有者等に向けた相談会や近隣で協力して生活再建を図る方に向けた勉強会等を開催していきます。

◆ 公園等の公共施設整備

公園等の少ない木造住宅密集地域において、既存公園の拡張や新設公園・広場の整備を進め、区域内の公園面積を引き上げるとともに、地域によっては円滑な避難に有効な幅員 4 m 以上 6 m 未満の道路（防災生活道路）への拡幅整備を進め、防災上重要な道路のネットワークを確保するなど、公共施設の整備に取り組めます。

■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区住宅マスタープラン
- ・ 目黒区みどりの基本計画

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

施策② 建築物等の耐震化促進

■ 施策の概要

旧耐震基準の建築物を中心に耐震化を支援し、また、道路沿いの安全性が確認できないブロック塀等の建替えを支援して、地震による倒壊の被害を最小限にとどめるよう取り組んでいきます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、旧耐震基準の建物に対して関係団体の協力のもと、耐震性の必要性を周知し、国や東京都の補助制度を活用して耐震化を進めます。

○関連するSDGsのゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
住宅の耐震化率	89.1% (令和2年度末)	100%
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	84.3% (令和2年度末)	100%

■ 現状と課題

- マグニチュード7クラスの首都直下地震が、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されています。
- また、東京都防災会議の首都直下地震等による東京の被害想定によると、建物被害は、東京湾北部地震等で想定した規模（M7.3）において、区部の木造住宅密集地域を中心に発生し、人的被害のうち死亡の原因は、揺れによる建物倒壊や地震火災を原因とするものが多いとされています。また、ブロック塀等による被害も想定されています。
- 目黒区の被害想定は、東京湾北部地震（冬18時・風速8m/s）の場合で建物の全壊が2,538棟、半壊が6,126棟と想定され、ブロック塀等による人的被害も135人と想定されています。
- 目黒区耐震改修促進計画では、令和7（2025）年度までに目黒区の住宅の耐震化率95%を目標に耐震化に取り組んでいます。今後、地震の被害を最小限にするために耐震化を促進する必要があります。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 主な取組

◆ 住宅の耐震化促進

耐震アドバイザー派遣制度や耐震診断・耐震改修の助成制度を設けており、耐震化の重要性と共に各助成制度に関する周知を積極的に行い、住宅の耐震化をより一層促進します。

◆ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

補強設計や改修、除却・建替えの助成制度を設けており、戸別訪問や耐震化に関する助成制度、イベントなどの案内の送付を積極的に行い、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進します。

◆ ブロック塀等の建替え促進

震災時に通行機能を確保し、耐震化を促進するため、区内の道路沿いのブロック塀等の所有者に対して、適切な維持管理の依頼や助成制度を案内し、ブロック塀等の建替えを促進します。

■ 関連計画

- ・ 目黒区耐震改修促進計画
- ・ 目黒区地域防災計画
- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区住宅マスタープラン

施策③ 狭あい道路の拡幅整備

■ 施策の概要

狭あい道路沿いの住宅等の建て替え時をとらえて、公民の協働により、狭あい道路を拡幅整備することによって、地震に起因する建築物の倒壊や延焼などによる交通分断、災害時や緊急時の消火・避難や救助活動などの円滑化につながり、災害によって命を失う人や被害を受ける人の数を減らすことにつながります。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、すべてのインフラの基礎となる道路の整備を行うことで、安全で安心して暮らせるまち、災害に強い街づくりを進めていきます。

○関連する
SDGsの
ゴール



基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
区内狭あい道路のうち拡幅整備済み割合	60.2%	68%

■ 現状と課題

- 目黒区内には、道路幅員が4mに満たない狭あい道路が数多く存在しています。
- 狭あい道路は、地震による建築物の倒壊や延焼などによる交通分断、災害時や緊急時の消火・避難や救助活動などに支障となっています。また、日常生活でも、通風や採光、景観など住環境や、緊急車両、一般交通に多大な影響を与えています。
- 狭あい道路に接する敷地での建築などに伴い、4mの空間は確保されていきますが、「目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例」に基づき拡幅整備を推進することにより、道路として整備が進むことになります。
- 地域の防災・減災機能を向上させるため、また、日常生活における安全で快適な通行のため、安全な移動環境や歩行空間の確保のためにも、狭あい道路の解消は喫緊の課題となっています。
- 安全で安心して暮らせるまち、災害に強い街づくりのため、地域住民の理解協力のもとに、狭あい道路の解消が求められています。

■ 主な取組

◆ 狭あい道路の拡幅整備

目黒区が管理している道路で、建築基準法第42条第2項の後退部分の寄付または、無償使用承諾をされた場合の拡幅整備工事と道路へ編入していきます。また、私道で整備委託があった場合の拡幅整備工事を行っていきます。

◆ 後退用地内にある塀などを撤去する工事費用の一部助成と隅切り用地奨励金

目黒区が拡幅整備工事をする後退部分にある柵、塀、擁壁等の撤去及び2項後退線上に擁壁を新設する工事費用の一部助成を行っていきます。また、狭あい道路に接する隅切り用地を区が拡幅整備工事を行った場合に隅切り用地奨励金の助成を行っていきます。

◆ 路線別拡幅整備

祐天寺駅周辺整備計画（令和3（2021）年4月）に基づき、木造住宅が密集している地域の防災性向上のため、目黒区が管理する道路で、路線の測量、2項後退線の確定、土地所有者への折衝、拡幅整備工事を行う路線別拡幅整備の導入を検討し、実施していきます。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 関連計画

- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区地域防災計画
- ・ 目黒区住宅マスタープラン
- ・ 目黒区耐震改修促進計画

施策④ 無電柱化の推進

■ 施策の概要

目黒区は、都市防災機能の向上、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上及び良好な住環境の形成を図るため、「目黒区無電柱化推進計画」に基づき区道の無電柱化を推進していきます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、区が管理する道路の無電柱化を推進することにより、自然災害に対する強靱性及び適応力を強化し、災害に強い街づくりを進めていきます。

また、推進に当たっては、地域住民と行政、関係事業者が協力し円滑な事業推進が図られるように行政が主体となって働きかけを行っていきます。

○関連する
SDGsの
ゴール



■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
区道の無電柱化率	12.5%	16.5%

■ 現状と課題

- 近年電柱が倒壊し大規模停電が発生する自然災害が多発しています。また、電柱が林立し電線が輻輳した状況は、良好な景観を阻害するだけでなく、歩行者や車いす利用者の通行の妨げになっています。
- 東京都では、区市町村が無電柱化を促進するため、平成29（2017）年4月に「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設しました。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

- これらの状況を踏まえ、目黒区は無電柱化を総合的、計画的に推進するため、令和2（2020）年8月に「目黒区無電柱化推進計画」を策定し、優先整備路線2.4kmを選定し、街づくりにあわせて無電柱化を行っていく地区0.4kmを含め2.8kmを整備目標として、無電柱化を推進していきます。現在、優先整備路線とした2路線で整備を進めています。
- 防災・安全・景観の観点から無電柱化の一層の取組が求められています。

■ 主な取組

◆ 無電柱化の推進

民地や公共用地を活用した地上機器の設置やソフト地中化方式などの効率的な整備方式について検討し、浅層埋設等の低コスト手法などの新たな整備手法を活用しながら、優先整備路線5路線、2,450mを効率的、効果的に進めています。

- ・ 計画期間内に事業着手、整備する優先整備路線

東邦大学大橋病院前、都立駒場高校前、目黒銀座商店街、東京共済病院周辺、洗足商店街

■ 関連計画

- ・ 目黒区無電柱化推進計画
- ・ 目黒区地域防災計画
- ・ 目黒区景観計画
- ・ 目黒区交通バリアフリー推進基本構想
- ・ 目黒区交通安全計画

施策⑤ 豪雨対策の推進

■ 施策の概要

時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止し、75ミリを超える降雨に対しては生命の安全を確保することをめざし、豪雨対策として「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難・防災対策」に取り組んでいきます。また、近年の豪雨発生が増加傾向に影響を及ぼしていると思われるヒートアイランド現象への対策として、環境配慮型の道路整備に取り組んでいきます。

関連するSDGsのゴールを踏まえ、目黒区は、雨水の流出を抑え、浸水被害を軽減し、区民の安全を守ることで、すべての区民が安全で安心して暮らせる災害に強い街づくりを進めます。

○関連する
SDGsの
ゴール



基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
	令和3年度	令和13年度末
雨水流出抑制対策量	12.9万 ³ m ³ (平成30年)	18万 ³ m ³

■ 現状と課題

- 東京都における豪雨対策は、都と区が一体となって取り組んでいる事業で、効果的、効率的な豪雨対策を実現するため、役割分担を明確にし、連携を強化して取り組んでいます。また、東京都総合治水対策協議会では、平成31（2019）年3月に呑川流域、令和元（2019）年11月に目黒川流域の豪雨対策計画を改定し、渋谷川・古川流域についても計画改定を予定しています。
- 目黒区は、区の役割である雨水流出を抑制する流域対策や、区民への情報発信等のソフト対策の取組を充実させ、区民と目標を共有しながら豪雨対策に取り組んでいくため、令和3（2021）年3月に「目黒区豪雨対策計画（旧目黒区総合治水対策基本計画）」を改定しました。
- 近年、地球温暖化等の影響で、台風やゲリラ豪雨が大規模化・激甚化しており、区の役割である「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難・防災対策」を着実に推進、加速していく必要があります。

■ 主な取組

◆ 流域対策（雨水流出抑制）の推進

雨水の流出を抑える「流域対策」において、雨水流出抑制施設の整備推進、みどりの保全・創出、雨水利用の促進などに取り組めます。

◆ 家づくり・まちづくり対策の推進

浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」において、浸水対策が実施される仕組づくりとして、浸水情報の周知、地下施設・半地下建物への浸水対策などに取り組めます。

◆ 避難・防災対策の推進

区民の生命を守る「避難・防災対策」において、区民や事業者等が豪雨時に必要な情報を得て、自発的に適切な避難・防災対策などが講じられるように、情報周知の充実、避難体制の整備、水防体制の強化などに取り組めます。

◆ 環境配慮型の道路整備

「目黒区環境基本計画」に基づき、ヒートアイランド対策の一環として、都のヒートアイランド対策推進エリアである下目黒・目黒本町地域で、遮熱性舗装などの道路整備を行い周辺市街地の気温上昇を抑制します。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

■ 関連計画

- ・ 目黒区豪雨対策計画
- ・ 流域別豪雨対策計画（目黒川、呑川、渋谷川・古川）
- ・ 目黒区都市計画マスタープラン
- ・ 目黒区地域防災計画
- ・ 目黒区環境基本計画